

国民公園の維持管理業務の概要

平成 22 年 2 月 12 日
内閣府公共サービス改革推進室

1. 国民公園の概要

国民公園とは、昭和 22 年 12 月閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」に基づき国の直轄管理のもとに広く一般国民に開放されることとなった旧皇室苑地のうちの皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑をさす。昭和 46 年 7 月の環境庁（当時）の発足時、国民公園の管理は厚生省から環境庁に移管され、現在に至っている。

なお新宿御苑については、平成 21 年 7 月 10 日の閣議決定（公共サービス改革基本方針）別表に基づき、平成 22 年 7 月から公共サービス改革法に基づく民間競争入札により事業を実施することとされている（平成 22 年 2 月中に入札公告を行う予定）。

2. 各国民公園の設置施設等

（1）皇居外苑

皇居前広場、北の丸地区、お濠等の皇居外周部から構成される。主な施設は休憩所、売店、楠公駐車場、和田倉噴水公園、黒松の点在する芝生地、砂利敷（以上皇居前広場）、休憩所、芝生地、森林、駐車場（以上北の丸公園）

（2）京都御苑

主な施設は芝生地、砂利敷、森林、休憩所、閑院宮邸跡（収納展示室、庭園、レクチャーホール）、展示ホール（中立売休憩所）、駐車場、茶室、運動広場、児童公園、テニスコート、ゲートボール場

（3）新宿御苑

イギリス風景式庭園、フランス式整形庭園、日本庭園からなる。主な施設は鑑賞温室（工事中）、インフォメーションセンター、エコハウス、休憩所、売店、茶室、旧御涼亭（都指定歴史的建造物）、旧洋館御休所（重要文化財）、砂利敷、駐車場、菊栽培所（立入禁止）、栽培温室（立入禁止）

3. 現在の外部委託等の状況

※網掛けは今回直接の検討対象としていないもの

	業務	平成21年度の実施者 (選定方法)	委託費(百万円) (平成20年度)	備考
皇居外苑	維持管理業務 (清掃、庭園管理、 巡視・利用指導)	(財)国民公園協会 (企画競争)	73	
	危険木伐採、高所枝 打ち、石垣除草、噴 水施設保守管理、外 来魚駆除等	一般の民間事業者等 (一般競争入札等)	123	
	駐車場の管理業務 (施設の管理及び施 設周辺の清掃等)	(財)国民公園協会 (自動更新)	0	無償の業務委託契約により実施 しており、駐車料金(清掃協力 金)は財団が維持管理費用に充 当
	飲食施設の運営業務	(財)国民公園協会 (公募)	△12	国有財産の使用許可(有償。運 営収入は実施者の収入となる)
	和田倉噴水公園地区 の運営	一般の民間事業者 (公募)	△17	国有財産の使用許可(有償。運 営収入は実施者の収入となる)
京都御所	維持管理業務 (清掃、植生管理、 巡視・利用指導、広 報・案内)	(財)国民公園協会 (企画競争)	47	
	倒木処理、危険木伐 採、高所枝打ち等	一般の民間事業者 (一般競争入札等)	47	
	駐車場・茶室の管理 業務(施設の管理及 び施設周辺の清掃 等)	(財)国民公園協会 (自動更新)	0	無償の業務委託契約により実施 しており、駐車料金等(清掃協 力金)は財団が維持管理費用に 充当
	飲食施設等の運営	(財)国民公園協会 (公募)	△3	国有財産の使用許可(有償。運 営収入は実施者の収入となる)
新宿御苑	維持管理業務 (植生管理、温室管 理、清掃、発券、巡 視・利用指導、イン フォメーション)	(財)国民公園協会 (企画競争) ※平成22年7月以 降、公共サービス改 革法に基づく民間競 争入札	82	
	危険木伐採、高所枝 打ち等	一般の民間事業者 (一般競争入札等)	60	
	菊栽培業務	(財)国民公園協会 (企画競争)	15	
	駐車場・茶室の管理 業務(施設の管理及 び施設周辺の清掃 等)	(財)国民公園協会 (自動更新)	0	無償の業務委託契約により実施 しており、駐車料金(清掃協 力金)は財団が維持管理費用に 充当
	飲食施設等の運営	(財)国民公園協会 (公募)	△6	国有財産の使用許可(有償。運 営収入は実施者の収入となる)

4. 財団法人国民公園協会

(1) 歴史

- ・ 国民公園の管理業務について国の役割を補完する趣旨で、昭和 24～30 年にかけて公園ごとに財団法人皇居外苑保存協会、財団法人京都御苑保存協会、財団法人新宿御苑保存協会として設立
- ・ 昭和 57 年に 3 協会が統合され、財団法人国民公園協会が発足
- ・ 平成 16 年に財団法人国民公園協会に名称変更

(2) 財団の収益構造（平成 20 年正味財産増減計算書より算出）

- ・ 経常収益 11 億 7906 万円のうち、事業収入が 11 億 7111 万円と大半を占め（99%以上）、財産運用益・会費・寄付金・利息収入の合計は 795 万円と 1%に満たない。
- ・ 事業収入 11 億 7111 万円のうち、公園管理受託業務による収入は 2 億 498 万円（17.5%）であり、残りの 9 億 6613 万円（82.5%）は、国有財産の使用許可（使用料徴収）を受けて実施している飲食施設からの収入及び国から業務委託（国からの資金交付は無し）を受けて実施している駐車場等の管理業務から生じる収入である。

なお、駐車場及び茶室の管理業務に要する経費は、利用者からの協力費により賄うとともに、駐車場周辺地域の清掃をはじめ財団の実施する国民公園の維持管理に要する費用に充当している。

5. 官民競争入札等監理委員会の委員長見解（平成 21 年 12 月 10 日公表）

（抜粋）

（4.（6））

「（前略）新宿御苑の食堂、売店、駐車場、茶室の管理等業務について、内閣府は、あらかじめ環境省と協議の上、それぞれの業務を財団が国有財産の使用の許可乃至権限付与を受けて行う形態から、民間委託する方式に変更すること、また、それぞれの業務を法に基づく民間競争入札の対象とすることについて検討を進める旨掲載して次期公共サービス改革基本方針の見直しを行う必要があると考えるものである。」

6. 現在の契約状況

(1) 皇居外苑・京都御苑

- イ 平成 22 年度以降の維持管理業務の発注方法は未定（まだ入札手続きを行っていない）
- ロ 飲食施設の使用許可は、22～26 年度まで存続期間がある。
 - （イ）皇居外苑の和田倉休憩所の飲食施設：平成 22 年度末まで
 - （ロ）皇居外苑の楠公休憩所の飲食施設：平成 25 年度末まで
 - （ハ）京都御苑の飲食施設：平成 26 年度末まで
- ハ 駐車場については、業務委託契約（委託費の支払いが発生しない）により財団が管理運営業務を行っている。

(2) 新宿御苑

- イ 維持管理業務は平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月の 3 年間公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象
- ロ 新宿御苑の飲食施設の使用許可は平成 26 年度末まで
- ハ 駐車場・お茶室については、業務委託契約（委託費の支払いが発生しない）により財団が管理運営業務を行っている。

7. 議論のポイント

(1) 皇居外苑・京都御苑の維持管理業務について

これまでの発注方法を見直し、平成23年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入すべきではないか。

注1) 平成19年以降、それまでの随意契約方式を取り止めて企画競争に切り替えたところであるが、企画競争には価格の要素が入らないことから、価格の要素も取り入れた発注方法に切り替える必要がある。

注2) 現行の企画競争の方法においては、1年目の事業者を選定すると、2年目3年目は継続して随意契約を結ぶことができることとしている。

参考：「平成19年度新宿御苑管理運営委託業務」に係る企画競争説明書（環境省作成）（抄）

4 契約条件／（1）契約期間

契約は単年度とするが、業務の実績が良好と認められる場合には翌年度随意契約とし、平成19年度を含め最大3カ年度継続ができることとする。（後略）

(2) (財)国民公園協会に管理委託している駐車場・茶室の運営業務

皇居外苑・京都御苑については平成23年度から、新宿御苑については公共サービス改革法に基づく民間競争入札による事業実施が終了する平成25年7月から、維持管理業務と包括化して、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象とすべきではないか。

注) 駐車場・茶室については、無償の業務委託契約により実施しており、利用者から財団が得る対価（清掃協力金）は財団が公園の維持管理費用に充当することとされている。

参考：昭和62年4月1日付け「国民公園内駐車場等清掃業務委託契約書」（抄）

（契約の有効期間）

第16条 この契約の有効期間は、昭和62年4月1日から昭和63年の年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前から甲（引用注：環境庁自然環境局長）又は乙（引用注：国民公園保存協会会長）から契約の解除の意思表示がないときは、期間満了後1箇年間順次この契約を継続するものとする。

(3) (財)国民公園協会等に管理委託している飲食施設等の運營業務

3 公園とも、現在財団や一般の民間事業者の有償（財団等が環境省に対して使用料を支払う）により管理委託している飲食施設及び和田倉噴水地区の運營業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象に順次包括化していくべきではないか。

注1) 現在公共サービス改革法に基づく民間競争入札による事業者選定手続を行っている滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務（平成 22 年度から事業実施予定）においては、飲食施設と駐車場の運營業務は「収益施設運營業務」として事業対象に含めて、使用料を国土交通省に支払った上で、運営によって得た利益は民間事業者の収入とすることとしている。

注2) 和田倉噴水公園地区の運営管理については、公募により(株)パレスホテルが受託している。

(4) 新宿御苑の菊栽培業務

現在は企画競争により事業者選定を行っており事業者選定を行っており、今後は民間競争入札の対象に包括化することを検討すべきではないか。

注1) 企画競争に応募する者が財団のみとなっている状況の改善が必要

注2) 財団のみが有するノウハウが存在するか、別途専門家の意見を聴取していく必要があると考えられる。

(5) 公園の管理運営の民間委託が進む中で、長年国民公園の管理を手掛けてきた財団が今後も業務を継続する必要があるのか、必要に応じ、財団の幹部の意見を聴取する必要がある。

以上